

# 那覇市配偶者等からの暴力の防止及び 被害者支援に関する基本計画

ダイジェスト版



平成25年度～平成29年度

那覇市

## 計画策定の背景

配偶者等からの暴力（ドメスティック・バイオレンス 以下「DV」という）は、犯罪となる行為をも含む重大な人権侵害です。男女が互いの人権を尊重する「男女共同参画社会」を形成していくうえで克服すべき重要課題です。

DVは親密な間柄で起こることから外部の目に触れにくく、潜在化しやすい傾向があり、周囲が気づかないうちに暴力がエスカレートし被害が深刻化します。

このような状況を改善するために、「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律」が制定され、本市においても、あらゆる暴力防止と被害者支援のために4つの基本目標を掲げ「那覇市配偶者等からの暴力の防止及び被害者支援に関する基本計画」を策定することになりました。

- |                  |   |
|------------------|---|
| 平成13年10月         | 「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律」（DV防止法）施行                            |
| 平成16年<br>DV防止法改正 | ・ 配偶者からの暴力の定義の拡大<br>・ 保護命令制度の拡充<br>・ 都道府県のDV基本計画策定が義務化          |
| 平成19年<br>DV防止法改正 | ・ 市町村にDV基本計画の策定が努力義務化<br>・ 配偶者暴力相談支援センター設置の努力義務化                |
| 平成25年3月          | 「那覇市配偶者等からの暴力の防止及び被害者支援に関する基本計画」策定<br>※県内の市町村では、初のDV基本計画の策定となる。 |

## 計画の位置づけ

この計画は、DV防止法第2条の3第3項に基づく「市町村における基本計画」であり、DV被害者等の安心と安全に配慮し「**加害者にも、被害者にも、傍観者にもならない**」ために、総合的なDV対策を積極的に推進することを目的に策定したものです。

## 計画の対象

DV防止法の対象である「配偶者（元配偶者を含む）からの暴力」、「婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者又はあった者からの暴力」や「同性間のカップルにおける暴力」「デートDV等」も支援の対象とします。また、ストーカー規制法、児童虐待防止法の対象者やそれらに準ずるケースの暴力に対しても同様に支援の対象とします。

## 計画の期間

計画期間は、平成25年度（2013年度）～平成29年度（2017年度）までの5ヵ年計画とし、進捗管理も含めて『「第3次那覇市男女共同参画計画」なは男女平等推進プラン・後期プラン』と連動します。なお、本基本計画の取り組み状況や社会情勢の変化、DV防止法の改正、国の基本的方針の改定等により、新たに盛り込むべき事項が生じた場合は、必要に応じて見直しを行なうこととします。

# DV(ドメスティック・バイオレンス)とは

「DVは配偶者や恋人などの親密な関係にある人からふるわれる暴力のことです」

DVは外部からの発見が困難な家庭内で起こり、多くは男性から女性への暴力として表れます。

こうした暴力は、被害が深刻であるにもかかわらず、これまで夫婦間の問題や恋人同士の問題として見過ごされてきました。その背景には、性差に基づく不平等な取り扱い、男女間の経済的格差、体罰を容認する社会等、構造的問題が存在しています。

そして、DVは「パワーとコントロール（力と支配）」の関係であると言われていています。自分の思い通りに相手を動かすこと、その手段として暴力を選び、暴力をふるいます。

人は誰でも暴力を受けずに安全に暮らす権利があります。妻や恋人以外の人に対してであれば明らかな犯罪行為が、家庭内で許されているはずはありません。DVは、人間としての尊厳を奪ってしまう人権侵害であり、ときには命を失うこともある犯罪行為なのです。

「DVは、殴る・けるなどの身体的暴力だけではありません」

言葉による精神的暴力や性的暴力、経済的暴力などいろいろなかたちの暴力があります。そのパターンは様々ですが、身体や心を傷つけるという点で共通しています。



## ※暴力の種類

### 身体的暴力

殴る、ける、髪をひっぱる、首を絞める、物を投げつける、包丁などの刃物をつきつけて脅すなど

### 精神的暴力

無視する、大声でののしる、脅す、大切にしている物を壊したり捨てたりする、見下すなど

### 性的暴力

避妊に協力しない、無理やりアダルトビデオなどを見せる、中絶を強要する、脅しや暴力で意に反する性的行為を強要するなど

### 社会的暴力

メールや電話をチェックする、行動を監視・制限する、親・きょうだい・友人とのつき合いを禁止する、就業・社会的参加などを制限するなど

### 経済的暴力

生活費を渡さない・使わせない、収入を上げる、外で働くことを妨げる、酒やギャンブルで生活費を使い込む、借金を重ねるなど

### 子どもを利用した暴力

子どもに暴力を見せる、子どもを危険な目に遭わせる、子どもを盾にして脅す、子どもの前で「バカだ」「親の資格がない」などと非難罵倒する、相手から子どもを取り上げる、「子どもは渡さない」「子どもに危害を加える」と言って脅す

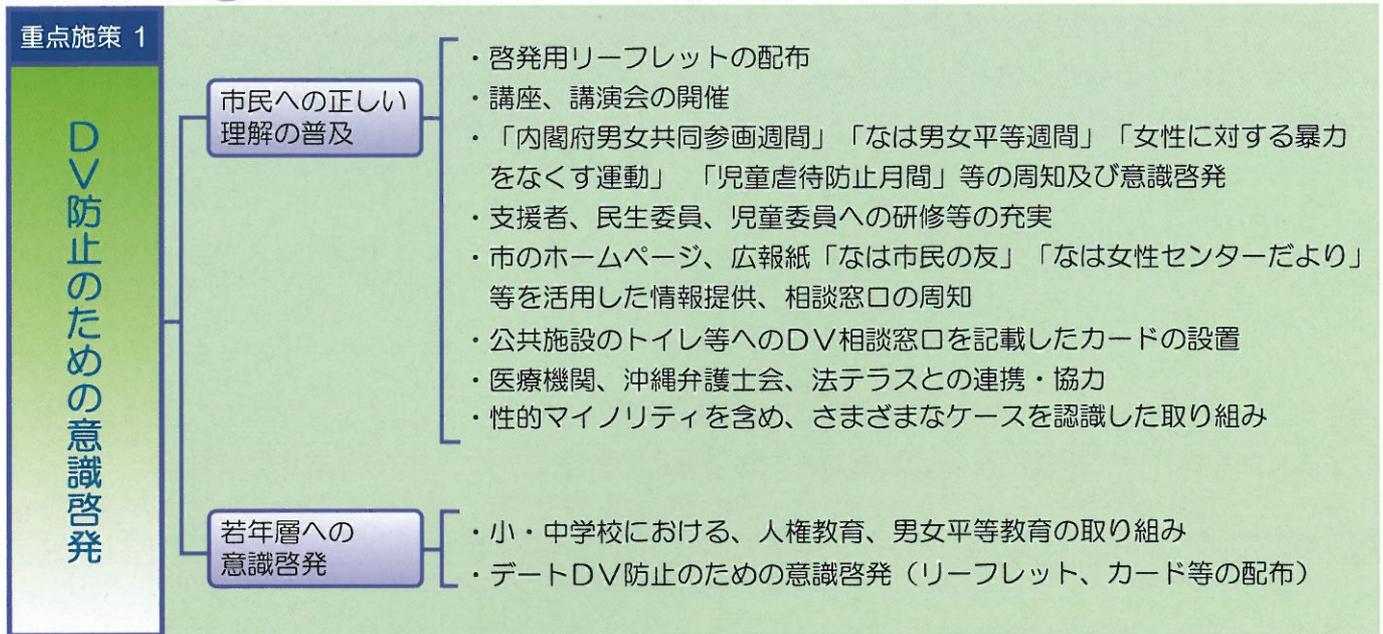


# 計画の体系

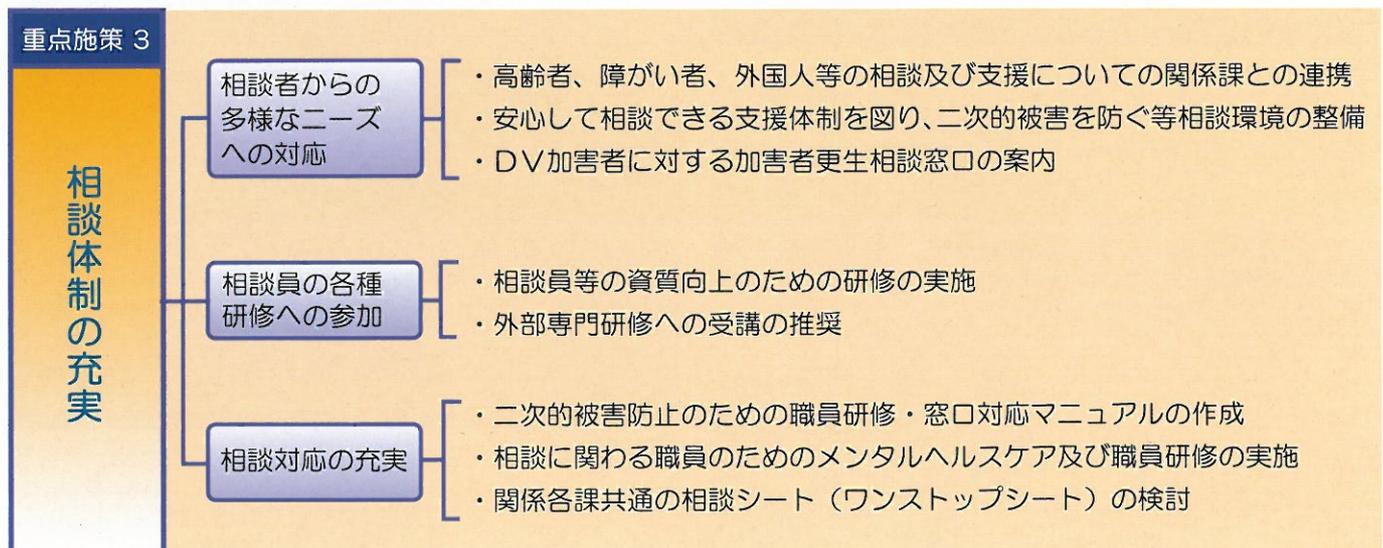
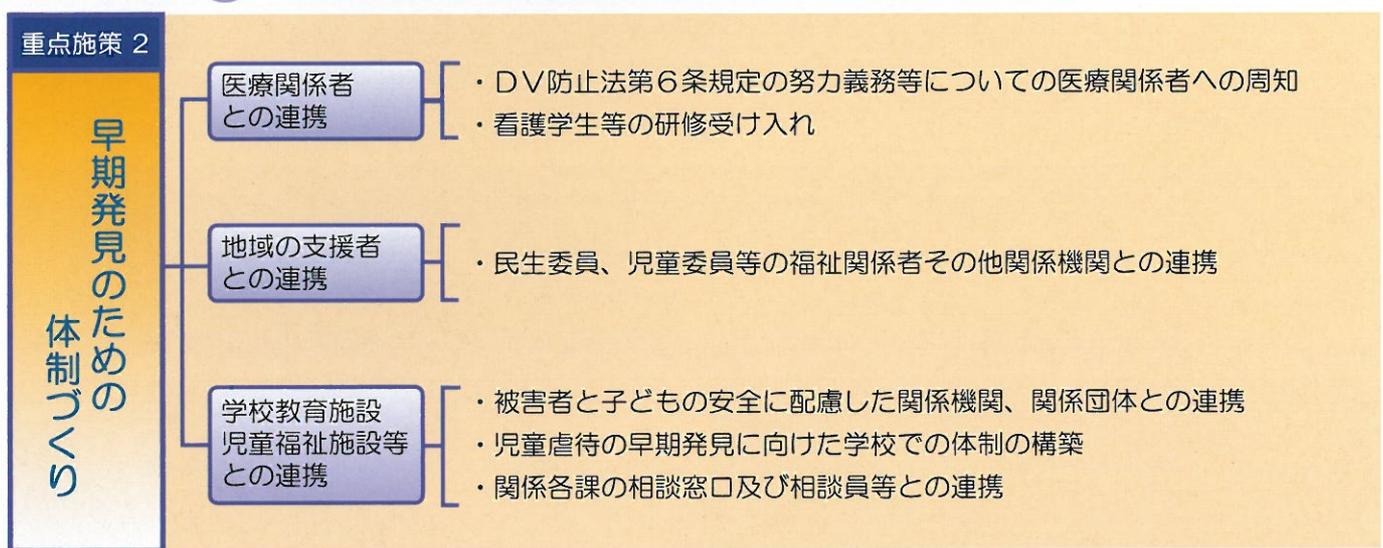


# 加害者にも 被害者にも

## 基本目標 Ⅰ DVを許さない社会づくりの推進

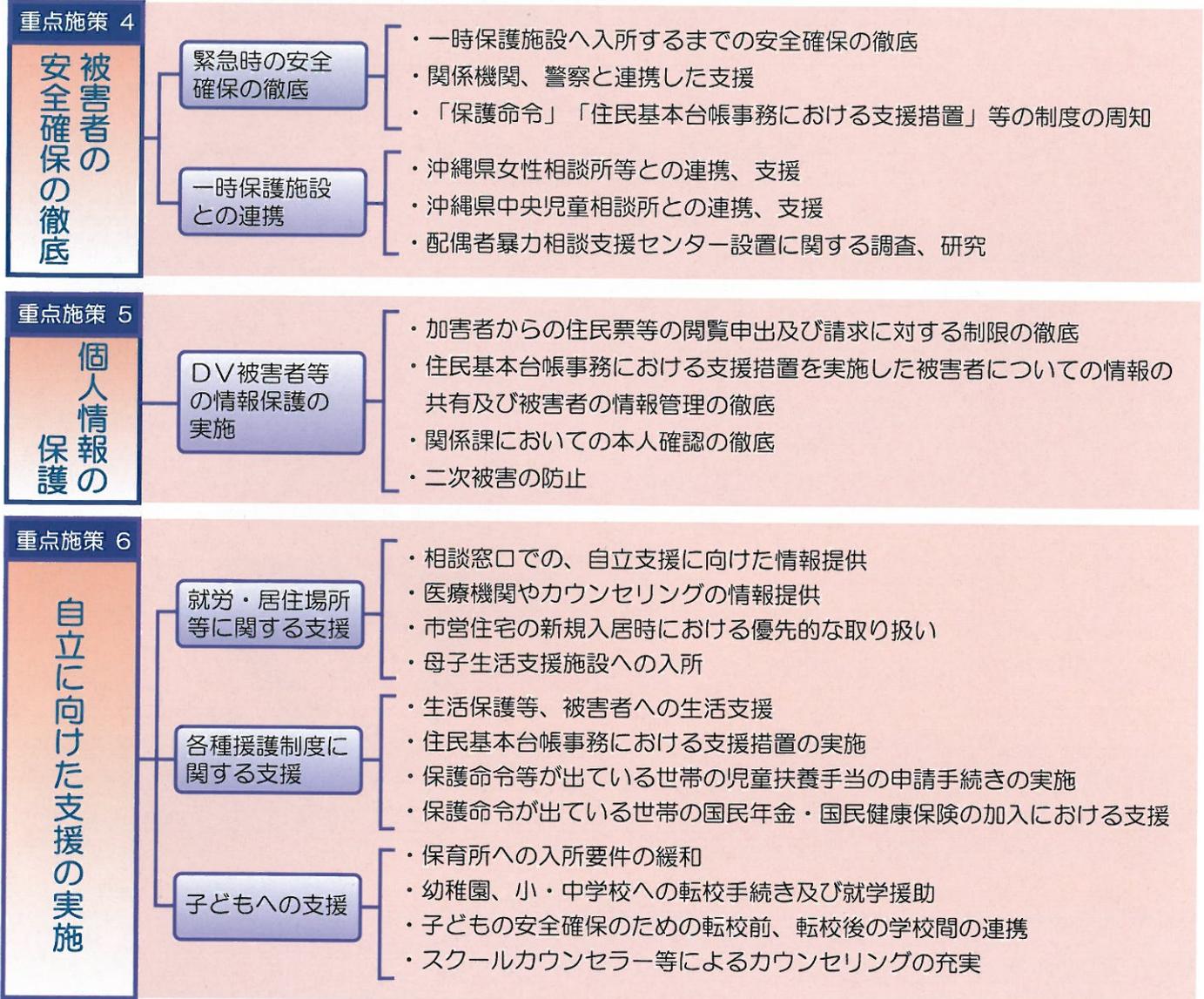


## 基本目標 Ⅱ 被害者の早期発見及び相談体制の充実

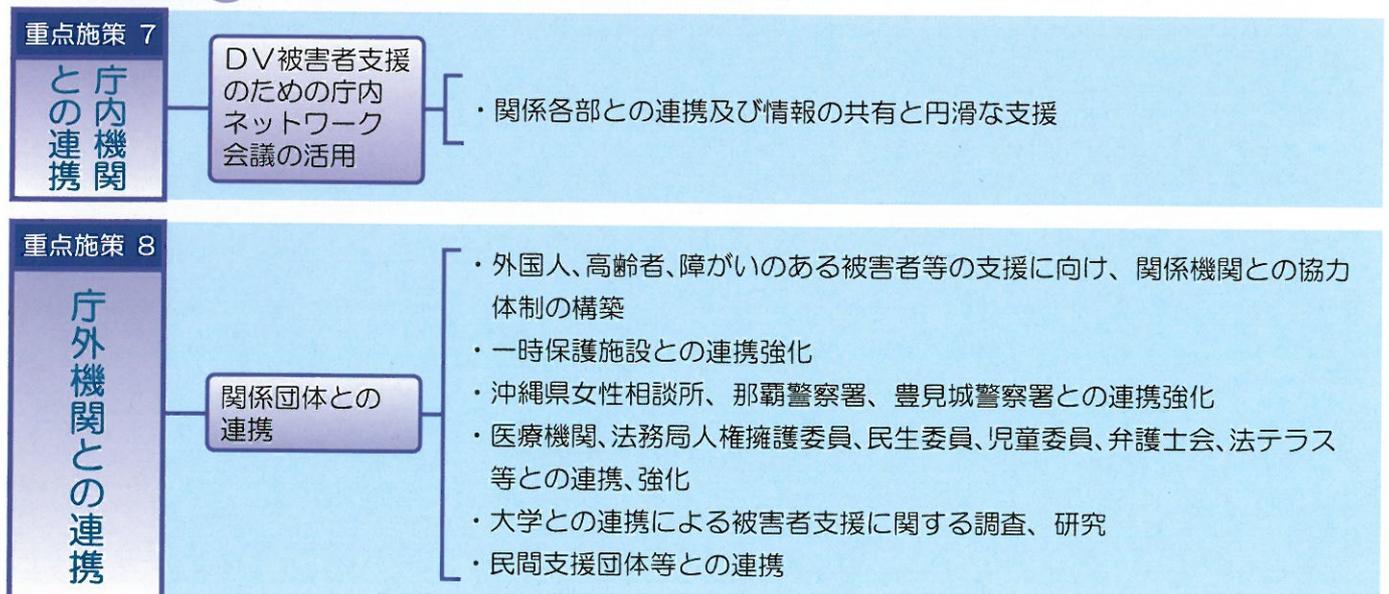


# 傍観者にもならない!!

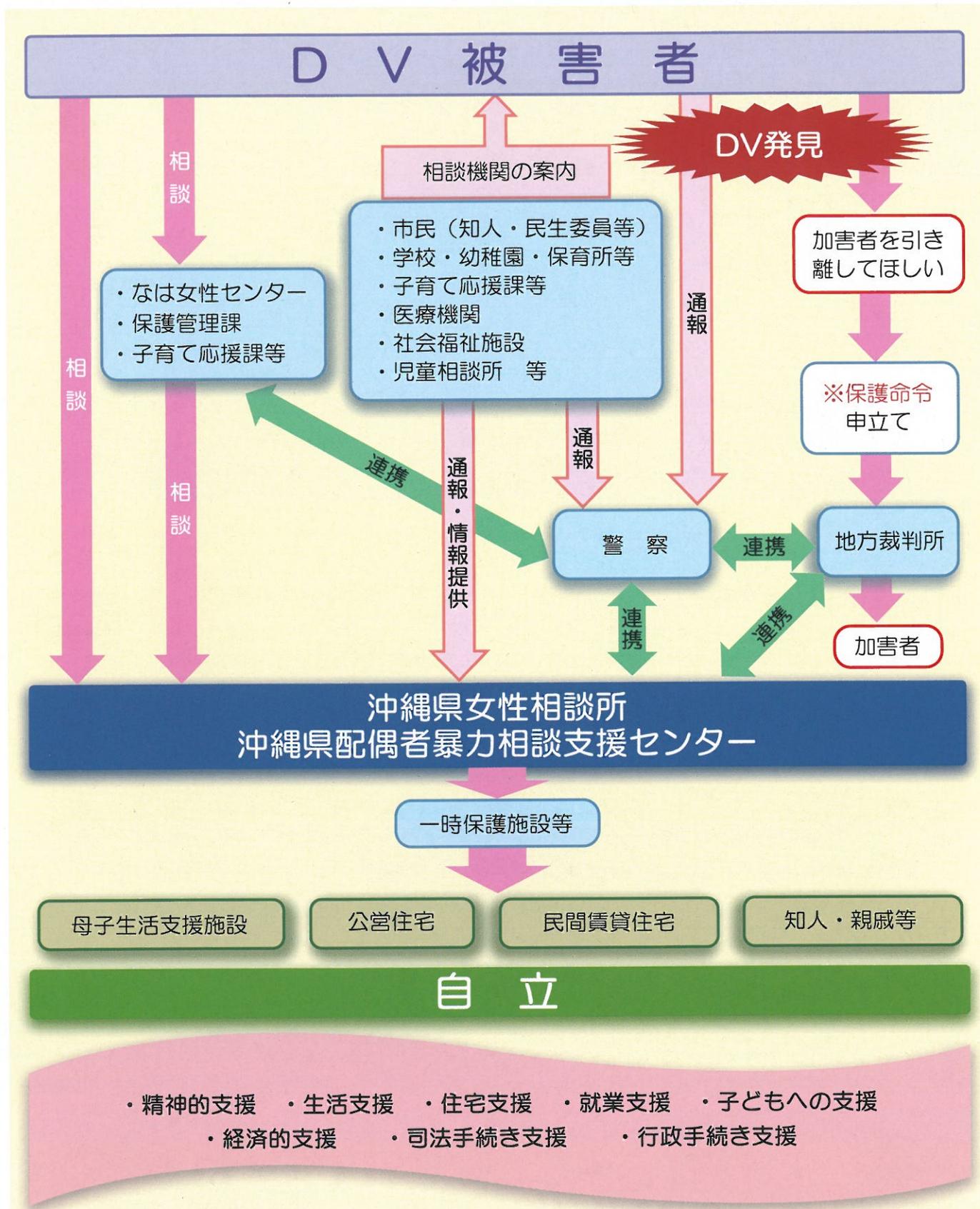
## 基本目標 Ⅲ 被害者の安全確保と支援体制の充実



## 基本目標 Ⅳ 関係機関との連携・協力



# 那覇市における関係機関等との支援の流れ



※「つきまとい」などのストーカー被害に悩む方や、相談を受けたときには警察署へ連絡してください。  
 ※児童虐待の疑いがあれば、那覇市子育て応援課・子育て支援室、沖縄県中央児童相談所へ通報してください。  
 ※高齢者虐待を発見したときには、那覇市地域包括支援センター（市内12ヶ所）へ通報してください。  
 ※障がい者虐待を発見した場合は、那覇市障がい福祉課へ通報してください。  
 （連絡、通報した人の秘密は守られます。連絡したことで責任を問われることはありません。）

## ※保護命令

申立て内容が認められると、裁判所から相手方（加害者）に**保護命令**が発令されます。  
5種類の命令があり、再度の申立ても可能です。

- ① 被害者への接近禁止命令（期間6カ月）  
被害者の身辺につきまとい、又は所在する場所の付近をはいかいしてはならないこと
- ② 被害者への電話等禁止命令
- ③ 被害者の子への接近禁止命令  
被害者の子の身辺につきまとい、又は所在する場所の付近をはいかいしてはならないこと
- ④ 被害者の親族等への接近禁止命令  
被害者の親族または被害者と密接な関係のある者の身辺につきまとい、又は所在する場所の付近をはいかいしてはならないこと
- ⑤ 退去命令（期間2カ月）  
被害者と共に生活の本拠としている住居から退去すること及び住居の付近をはいかいしてはならないこと

※違反すると1年以下の懲役または100万円以下の罰金が科せられます。  
※同性間カップルにもDV防止法による保護命令が適用されます。

## もし、あなたやあなたの周りの人が、夫や交際相手との関係に悩んでいたら・・・

ひとりで問題をかかえ込まないで、まずは誰かに相談してみましょう。

ひとりでは気づくことができなかつた解決方法が見つかることがあります。

暴力をふるわれて  
いい人などいません

あなたは暴力に対して  
「NO!」という権利があります

暴力を受けている  
あなたが  
悪いではありません

あなたは安心して  
生きる権利を持っている  
大切な存在です

那覇市配偶者等からの暴力防止及び被害者支援に関する基本計画

ダイジェスト版 平成25年3月発行

編集発行 那覇市総務部 平和交流・男女参画課 なは女性センター  
〒900-0004 沖縄県那覇市銘苅2-3-1

TEL: 098-951-3203 FAX: 098-951-3204

ホームページ <http://www.city.naha.okinawa.jp/kakuka/heiwadanjyo/center/jyosei.html>

☎ ひとりで悩まないでご相談ください

女性のための相談窓口

名 称	電話番号	開設時間	休 日
なは女性センター 「ダイヤルうない」	098-861-7515	9:00~12:00 13:00~17:00	日・祝日 慰霊の日(6/23) 年末年始
那覇市福祉部 保護管理課福祉相談室 「女性相談」	098-862-0515	9:00~16:00	土・日・祝日 慰霊の日(6/23) 年末年始
沖縄県男女共同参画センター 「ているる相談室」	098-868-4010	10:00~20:00	日・月 年末年始
沖縄県女性相談所 沖縄県配偶者暴力相談支援 センター	098-854-1172	月~金 8:30~18:00 土・日・祝 8:30~17:00	年末年始
那覇地方法務局 「女性の人権ホットライン」	0570-070-810	8:30~17:15 (時間外は留守番 電話で対応)	年中無休 (土・日・祝日は留 守番電話で対応)
強姦救援センター・沖縄 REICO(レイコ)	098-890-6110	水 19:00~22:00 土 15:00~18:00	
沖縄被害者支援ゆいセンター	098-866-7830	10:00~16:00	土・日・祝日 年末年始

警察における相談窓口 ※緊急時は110番へ

沖縄県警察本部警察安全相談	098-863-9110 または(#9110)	年中無休(土・日・祝日・夜間は、 男性警察官等宿直員で対応)	
性犯罪被害相談	098-868-0110	月~金(女性警察官が対応) 9:30~18:15	年中無休(土・日・祝日・ 夜間は、男性警察官等宿 直員で対応)

男性のための相談窓口

沖縄県男女共同参画センター (男性相談専用窓口)	098-868-4011	毎週日・月のみ 10:00~16:00	火~土 月が祝日の場合 年末年始
-----------------------------	--------------	------------------------	------------------------

DV加害者更生相談窓口

DV加害者更生相談窓口	098-884-1018	毎週水のみ 17:00~21:00	
-------------	--------------	----------------------	--